

被保険者の方は、Webサイトの「医療費のお知らせ」にて、世帯単位（ご自身および被扶養者の方）の「医療費明細」を閲覧することが可能です。

・ 診察を受けた方・診療年月・医療機関名等・診療区分・日数・医療費総額
・ 健康保険組合が支払った額・あなたが支払った額
が記載されています。

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）では、個人情報の目的外利用や第三者に提供する場合は、本人の同意を得ることとされています。これにつきましては、被保険者または被扶養者の方から特段のお申し出がない場合は、世帯単位での提供について「同意（黙示）」が得られているものとさせていただきます。

※「黙示による包括的な同意」の詳細については、厚生労働省のガイダンス「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス平成29年4月14日保発0414第18号」を参照ください。（7. 個人情報データベース等（法第2条第4項）、個人データ（法第2条第6項）、保有個人データ（法第2条第7項） 8. 本人の同意）

なお、「世帯単位での医療費のお知らせ」に同意されない方は次ページの申出書にご記入・ご捺印のうえ、当組合へ郵送でお送りください。なお、申出書をご提出いただいた場合、個人別に「医療費のお知らせ」を発行することはできませんのでご了承ください。

「医療費のお知らせ」上の自己負担額と窓口で実際に支払った医療費の額が相違する場合がありますので、医療費控除の申告に関することは、お住まいを管轄する税務署までお問い合わせください。

確定申告で医療費控除の適用を受ける際、「医療費のお知らせ」を医療費の明細書として申告書に添付できるようになりました。ただし、配布月の関係で毎年12月受診分は従来どおり領収証が必要になります。「医療費のお知らせ」に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいてご自身で「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要がありますので、「医療費のお知らせ」と「領収証※」は大切に保管しておきましょう。医療機関等の名称が空白な場合は、領収書に基づいて、ご自身で医療機関等の名称を補完記入いただく必要があります。

※ 12月受診分だけでなく領収証は自宅で5年間保管する必要があります。（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。）

※ 「医療費のお知らせ」は皆さまの受診記録です。再発行はできませんので大切に保管してください。税務署に原本を提出される場合はコピーを保管してください。

【文化シャッター健康保険組合医療費のお知らせ】に関する申出書

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)
 電話番号 _____ () _____
 被保険者（ご本人）との続柄 _____

下記のとおり『医療費のお知らせ』に関する申出をします。

記

保険証の記号 保険証の上部に記載		保険証の番号 保険証の上部に記載							
被保険者 (ご本人) 氏名									
被保険者 (ご本人) 住所	〒								
申出目的	<input type="checkbox"/> 医療費のお知らせ（医療費通知）への記載を辞退します 辞退する方の氏名 _____ _____ _____ _____ _____ <input type="checkbox"/> 医療費のお知らせ（医療費通知）の記載辞退を取消します 辞退した方全員分の、取消の申出書がないと、「世帯単位の医療費のお知らせ」は作成できません。								

以上